

健康福祉千葉特区

都道府県名：

千葉県

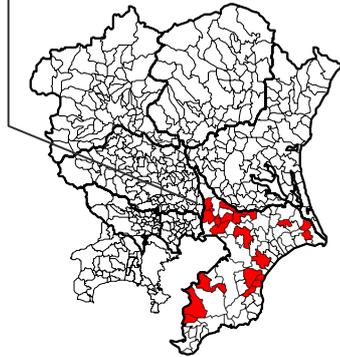
申請主体名：

千葉県

区域の範囲：

船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、印旛郡栄町、香取郡栗源町、東庄町、海上郡海上町、長生郡睦沢町、長生村、白子町及び安房郡鋸南町の全域

船橋市 他



特区の概要：

千葉県では、従来の高齢者・障害者・児童といった対象者別に行ってきた施策から、対象者横断的な取組へと転換する「健康福祉千葉方式」による保健・医療・福祉の総合的な展開に取り組んでいる。この施策を推進するため、「健康福祉千葉特区」において、指定通所介護事業所等の空き分に知的障害者等を受入れる規制の特例措置を適用することにより、高齢者、障害者、児童等の誰もが、住み慣れた家庭・地域で安心して生き活きと自立した生活ができるよう「施設から地域・家庭へ」の施策を強化する。

適用される規制の特例措置：

・指定通所介護事業所等における知的障害者等のデイサービスの容認

